

国際協力銀行環境ガイドライン（案）
個別論点について頂いている代表のご意見

平成 14 年 1 月 10 日
国際協力銀行

1. 人権

- ▽人権の尊重に関する原則、条約、協定に沿って融資等の業務を行うべき
- ▽「環境『社会』配慮」という語を使用すべき
- ▽個々のプロジェクトで人権として何を評価するのか曖昧であり基準になじまない

2. 情報公開

- ▽案件の概要について、どの情報が公開されるのか明記すべき
- ▽公開の期間を明示すべき
- ▽商業上の秘密に配慮すべき
- ▽案件の進捗が遅れないよう配慮すべき

3. 遵守の確保

- ▽以下の機能を果たす外部委員会等の組織を置くべき
 - 1) 公正・中立な立場から、遵守に関する異議申し立てを受け付け、専門性を持って必要な調査を行い、その結果に基づき JBIC に対して勧告を行う
 - 2) 受け付けた異議申し立て、調査の結果、JBIC に対する勧告を公表する
- ▽JBIC における異議申立の手續が、競争相手に濫用される可能性がある
- ▽外部委員会を設置する場合には、受付要件を明確にしないと機能しない

以 上